

## 仕様書

この仕様書は、下関市（以下「甲」という。）が管理する、旧秋田商会ビルの警備業務についての業務内容を定めたものである。

業務履行に際しては、受託者（以下「乙」という。）は下記事項に十分留意し実施すること。

### 1. 警備対象

- (1) 所在地 下関市南部町 23 番 11 号
- (2) 対象物 旧秋田商会ビル
- (3) 警備範囲 ・侵入者…1階全域  
・火災 …地下室、1・2・3階、塔屋及び日本家屋

### 2. 目的

上記の警備対象内における火災、盗難及び不法行為等を防止し、財産の保全を図り、甲の業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### 3. 任務

- (1) 事故の未然防止
- (2) 火災、盗難、及び損壊行為の拡大防止
- (3) 異常事態発生時における関係先への通報連絡
- (4) 警備実施事項の報告

### 4. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 5. 注意事項

- (1) 長期継続契約の締結により契約期間中の甲の予算措置が当然に保証されるものではありません。
- (2) 長期継続契約を締結した翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除するものとします。

### 6. 警備基準時間

- (1) 侵入者の探知通報
  - ①開館日 16時05分から翌日の10時20分まで

②閉館日 10時20分から翌日の10時20分まで

(2) 火災の探知通報

常時

7. 警備実施時間

(1) 侵入者の探知通報

警備基準時間内において、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

(2) 火災の探知通報

常時

8. 警備仕様

(1) 警報装置等

乙が設置する業務履行上必要な警報装置及びこれに付帯する設備（以下「設備」という。）は、警備対象において発生した異常事態を乙の警備管制室（以下「管制室」という。）へ自動的に通報する機能及び設備の正常な作動を管制室において確認できる機能を保有するものとする。

(2) 管制室

警備実施中は、乙は管制室に設置された警報受信機により警備対象の異常の有無を間断なく監視するとともに、乙の警備員との連絡を保持するものとする。

9. 侵入者の探知通報にかかる警備開始における取扱い

(1) 甲における取扱い

①甲の最終退館者は、防火・防犯・その他の事故防止上必要な処理をなし、確認ランプで設備の正常な状態を確認する。

②次に最終退館者は、警報送信機を警戒開始の状態にセットし、指定時間内に退館口より出た後施錠する。

(2) 乙における取扱い

管制室は、上記の最終退館者の警報送信機の操作により自動的に表示される警戒信号を確認し、警備を開始する。

10. 侵入者の探知通報にかかる警備終了時における取扱い

(1) 甲における取扱い

甲の最初の入館者は、指定時間内に警報送信機を警戒解除の状態にセットする。

(2) 乙における取扱い

管制室は、上記の最初の入館者の警報送信機の操作により自動的に表示される警戒解除信号を確認し、警備を終了する。

#### 1 1. 侵入者の探知通報にかかる警備実施時間中における甲の臨時入館

原則として入館しない。ただし、業務上必要な場合に限り、次の要領により行う。

- (1) 甲の臨時入館は、警報送信機を警戒解除の状態にし、以後退館まで甲の責任において処理する。
- (2) 警備基準時間内において、残業等により甲が引き続いて業務を行う必要があるときは、あらかじめ乙にその旨を連絡するとともに、甲の業務終了時において乙に警備業務の開始を連絡する。
- (3) 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

#### 1 2. 異常事態発生時における乙の処置

- (1) 警報受信機により甲の警備対象に異常事態が発生したことを確認したときは、乙は警備員を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止等適切な措置をとる。
- (2) 警備対象に到着した警備員は異常事態を確認後、管制室へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。
- (3) あらかじめ定められた甲の責任者、または緊急連絡者へ連絡する。

#### 1 3. 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、事後、書面をもって報告する。

#### 1 4. 鍵等の預託

警備実施に必要な鍵等は、甲乙相互に預託し、預託された鍵等は、それぞれが厳重に取り扱い保管する。

#### 1 5. 設備の保守点検

設備の正常な作動を維持するため、乙は毎月1回保守点検を行う。

#### 1 6. 経費の負担区分

設備の設置、撤去、維持管理に係る一切の経費は乙の負担とする。

ただし、本業務を実施するにあたり警備対象内で使用する電力料金は、甲の負

担とする。

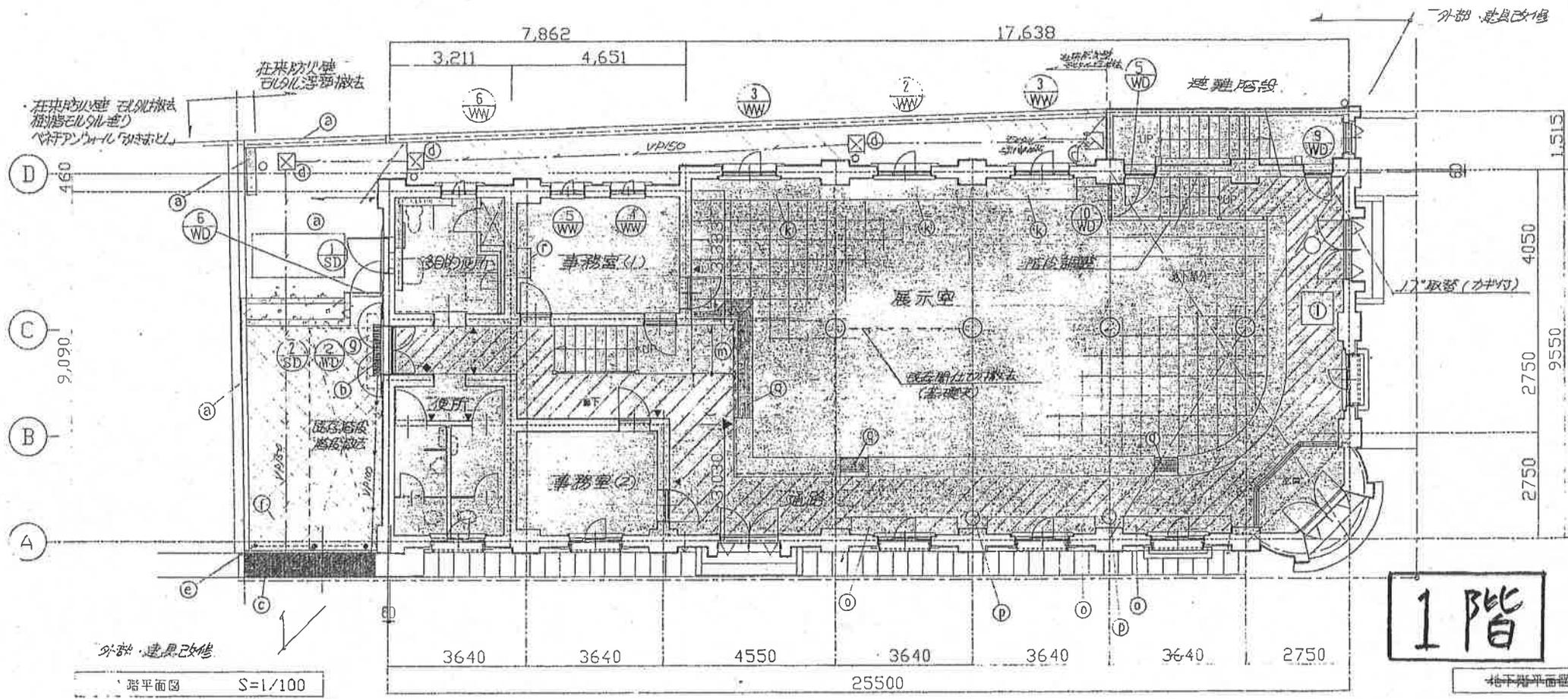
17. 緊急連絡者の指名

- (1) 甲はあらかじめ緊急連絡者を指定し、この名簿を乙に交付する。
- (2) 上記緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なくその変更した名簿を乙に交付する。

18. 特記事項

- (1) 警備対象により生じた損害賠償について、明らかに乙に責任がある場合は、次に示す金額を限度額として賠償の責任を負う。
  - ①身体上の損害については、1事故につき金10億円
  - ②財物上の損害については、1事故につき金10億円
  - ③身体上及び財物上の損害を合わせた場合は、1事故につき金10億円
- (2) 現在、1.(2)の対象物は下関市指定有形文化財に指定されているため、8.(1)における設備の設置及び撤去については甲との協議を必要とする。
- (3) その他内容等不明な点については、甲乙双方の協議により決定する。

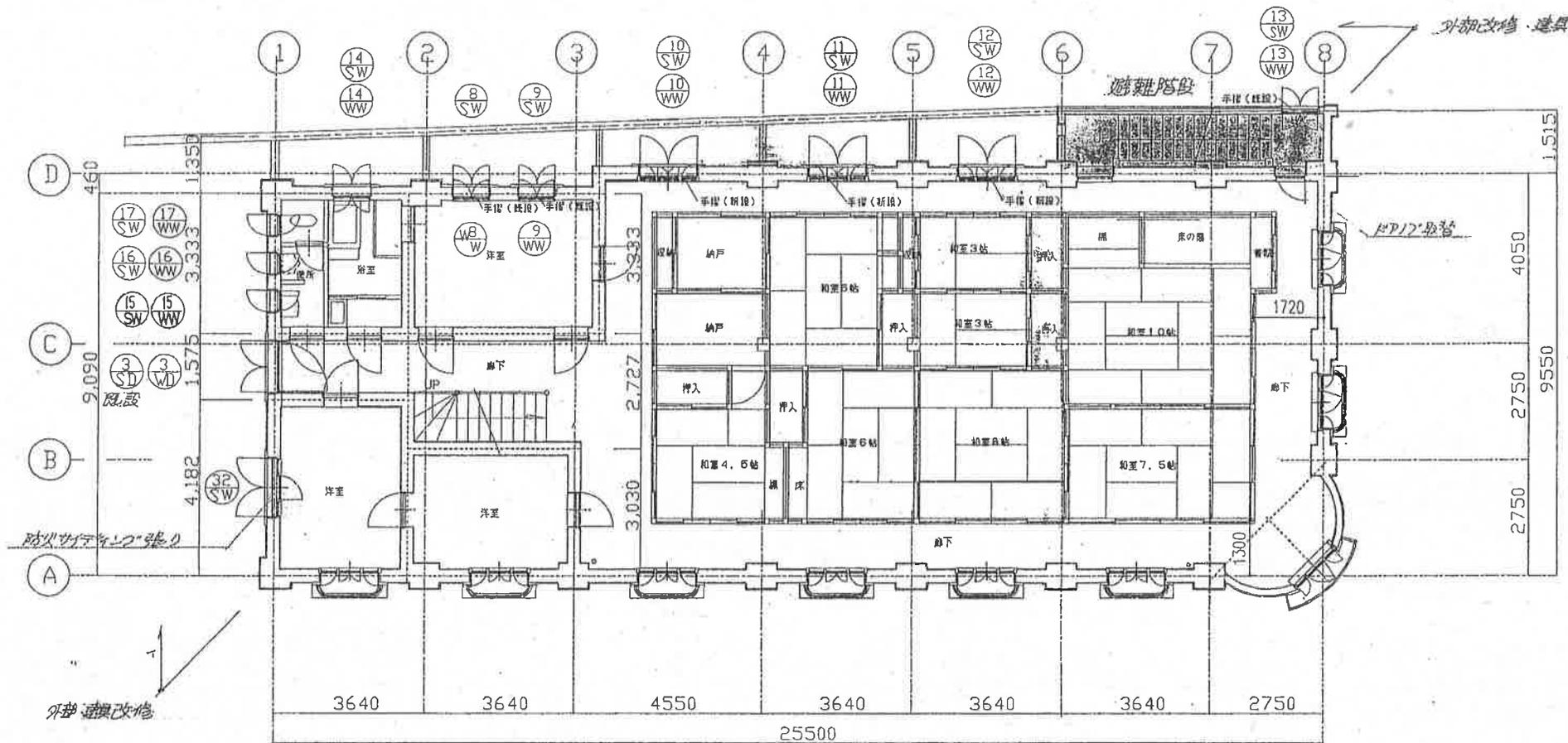
以上



1階

階平面図 S=1/100

地下階平面図

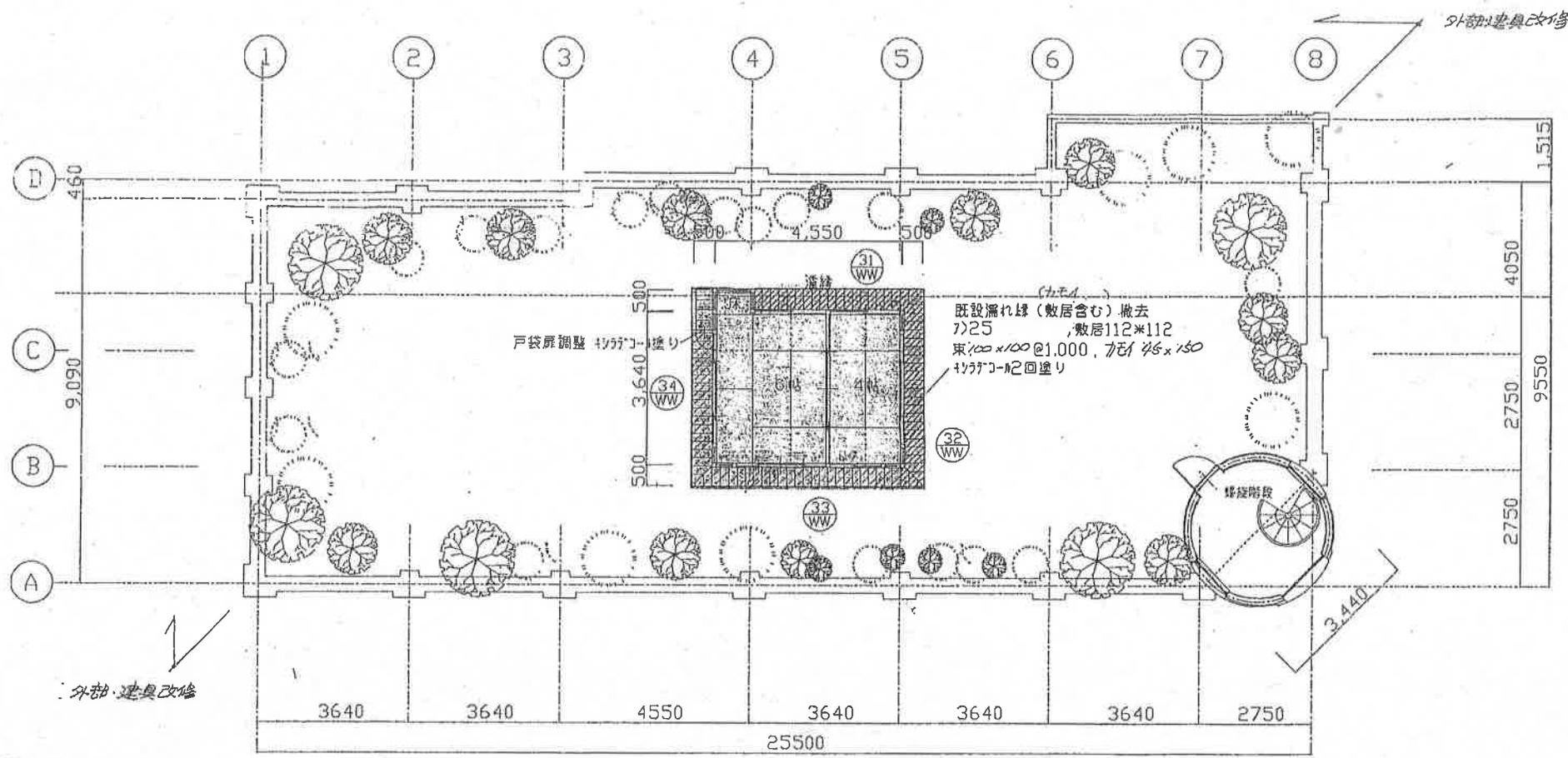


- 凡例
- A ---
  - B ---
  - C ---
  - D ---
  - E ---
  - F ---
  - G ---
  - H ---
  - I ---
  - J ---
  - K ---
  - L ---
  - M ---
  - N ---
  - O ---
  - P ---
  - Q ---
  - R ---
  - S ---
  - T ---
  - U ---
  - V ---
  - W ---
  - X ---
  - Y ---
  - Z ---

2階平面図 S=1/100

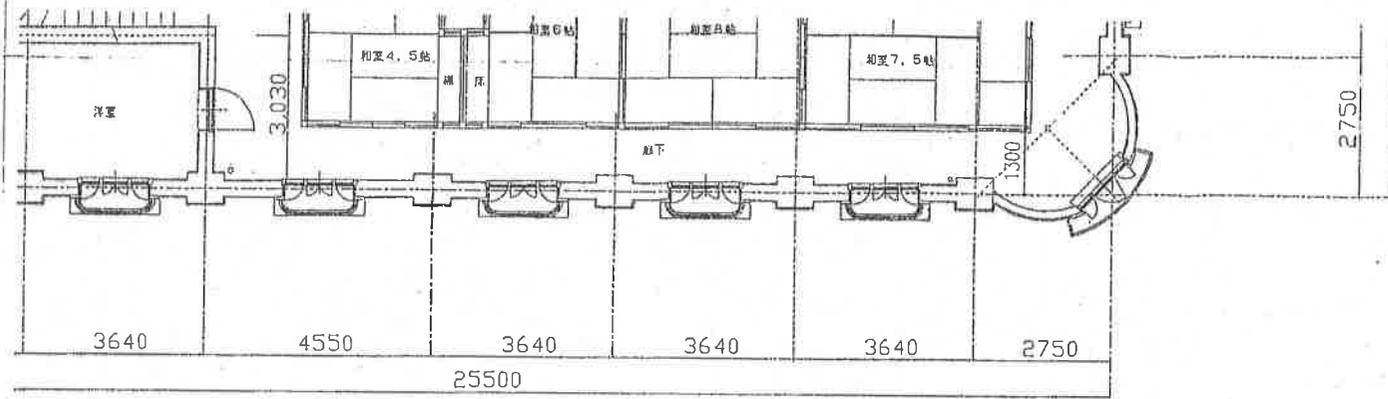
2階



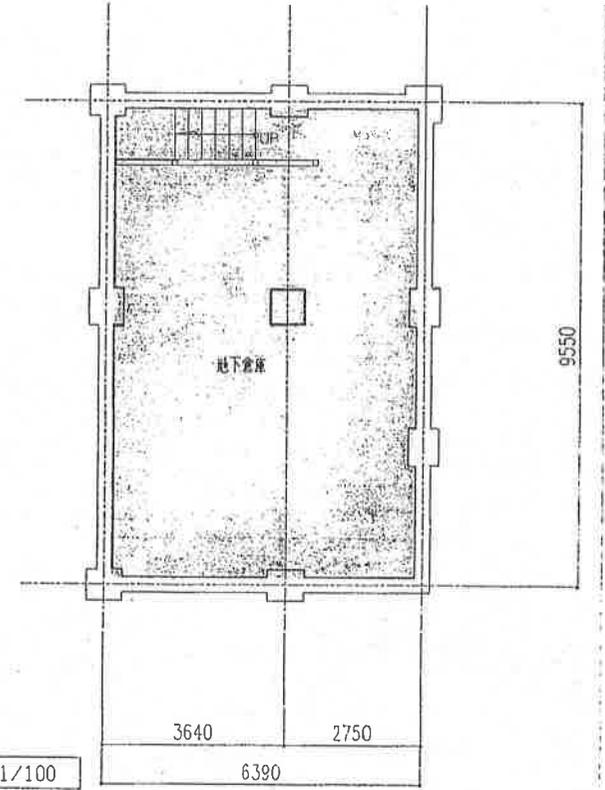
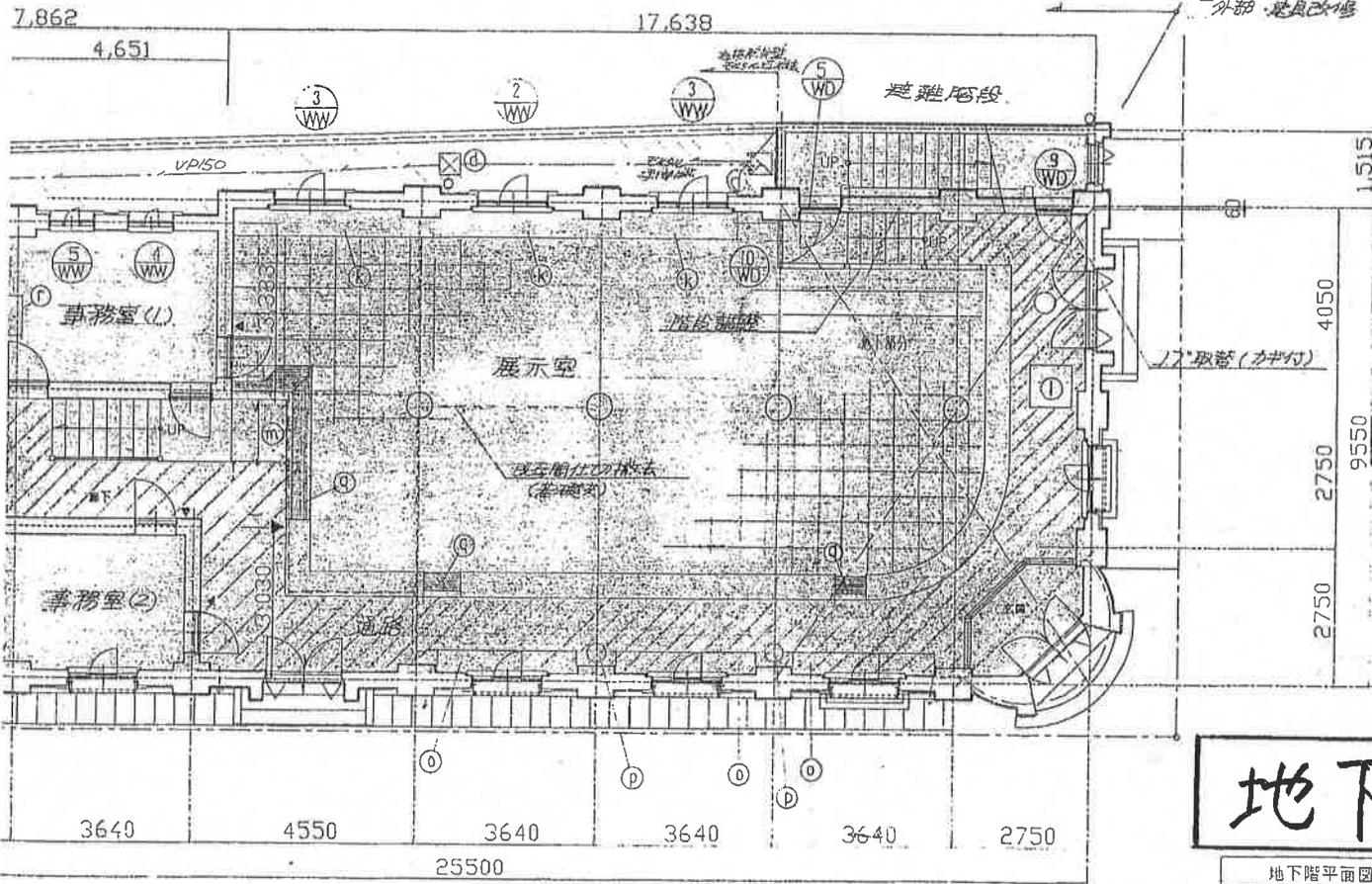


屋上平面図 S=1/100

屋上



- ① --- スタンドテーブル
- --- テーブル
- △ --- サイン ①
- ◆ --- 説明表示板 ①
- 内部改修箇所
- 真砂敷 100~300 程度
- しが敷
- ① --- 電気設備配線 ① 棚



地下

地下階平面図 S=1/100